

もったいない=MOTTA/NAI 今のごみ

まったくなし！ごみ減量=MATTANASHI

今後のごみ減量に向けた基本方針 (改訂版)

- プラスチックごみのリサイクル及び処理方法について —
- 有料指定袋によるごみ収集について —
- 事業系ごみの処理手数料の見直しについて —

平成19年8月

多摩市

目 次

1	基本方針改正の趣旨 基本方針作成の趣旨	1
2	これまでのごみ減量と資源化の取り組み	2
1	環境保護、ごみ減量・資源化への取り組み	
3	これまでのごみの実態と処理状況	6
1	ごみ量等の推移	
2	多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場の状況	
3	ニッ塚最終処分場の状況	
4	ごみ処理にかかる経費	
4	今後の減量目標	12
1	短期目標	
2	中長期目標	
5	プラスチックごみのリサイクル及び処理方法	14
1	考え方	
2	プラスチックごみの新たな資源化 ～容器包装リサイクル法への対応～	
3	その他のごみ分別方法の見直し	
4	固体燃料化（RDF）の廃止	
6	有料指定袋による家庭系ごみ収集	17
1	目的	
2	実施方法等	
3	その他の収集方式の見直し	
7	事業系ごみ処理手数料の見直し	22
1	目的	
2	現状	
3	廃棄物処理手数料の改定	
8	これまでの経緯と今後の主なスケジュール予定	25

資料 (多摩市ごみ減量協働プラン抜粋)

もったいない=MOTTA/NAI 今のごみ

「もったいない」とは、ケニア環境副大臣ワンガリ・マータイ氏（ノーベル平和賞受賞者）が、日本には資源を有効に活用する言葉として「もったいない」という言葉があること知り、その言葉に感銘を受けたマータイ氏は、「もったいない」はすばらしい価値観で、世界に広めたいと発言した。今や国際語となりつつあり、市もこれらの考えに同調し行動することとした。

基本方針改正の趣旨（平成19年8月）

平成17年11月「今後のごみ減量に向けた基本方針」の策定以降、「出前説明会」や「まったくなし！ごみ減量懇談会」等、様々な機会において多くの市民の皆さんの意見を伺ってきました。

それらの多くの意見を踏まえ、より分かりやすいプラスチックの分別方法やごみ処理経費と有料指定袋の関係のあり方等について検討を重ね、本改訂版を策定しました。

基本方針作成の趣旨（平成17年11月）

地球の環境や資源の問題にかかわってくる身近な問題として、ごみの問題があります。これは、戦後の著しい経済成長に伴う「大量生産・大量消費・大量廃棄」といった高度成長時代の流れの中で、豊かで便利な生活を求めた結果と言っても過言ではありません。

このことが今日の地球規模の環境問題となっており、環境負荷の軽減を目的とした循環型社会構築に向け、ごみの減量と資源収集の充実によるリサイクル社会への転換を図る必要があります。ごみを減らすことは、地球の資源や環境にかかわる重要な課題といえます。

多摩市では、平成12年10月に約30年間続けていたダストボックスによるごみ収集を廃止し、戸別袋収集に変更するとともに、資源回収の充実を図りました。これらの方針の変更により、市民の皆さんのご理解と取り組みによって、ごみ減量及び資源化に一定の効果を上げることができましたが、地球環境の保全及び資源保護への取り組み、そして最終処分場の埋立空間の有効活用のためには、さらなるごみの減量努力が求められています。

収集や処理などにかかるごみ処理経費は、多くのコストがかかっていても、その大部分が税金で賄われているため「コスト意識」が持ちにくく、市民の関心がまだまだ高まらないため、ごみを安易に捨ててしまう傾向があり、ごみを多く出す人も減量に努力している人も同じ負担をしていることによる不公平が生じています。

そこで市では、さらなるごみの減量並びに資源化の促進のために、平成15年8月に多摩市廃棄物減量等推進審議会に「今後のごみ行政について（①家庭系ごみの有料化、②事業系ごみ処理手数料の見直し、③プラスチックごみの減量とリサイクル、その他）」の諮問を行い、平成17年2月に答申をいただきました。この答申の中で、①家庭ごみの有料化は、ごみの減量化の効果をねらうひとつの手法であることと、市民のごみ減量・分別等の努力を評価できるシステムでもあることから、市民への充分な説明や普及啓発を行いつつ実施することが望ましいことなどが示されています。また、②事業系ごみ処理手数料は、多摩ニュータウン環境組合構成市の手数料の改定動向を見極めつつ、持ち込み手数料の統一を考えることが望ましいことや、③プラスチックごみについては、極力燃やさず・埋め立てずという方針で、さらに分別する方向とし、リサイクルへ回すことが望まれることなどがまとめられました。

市では、今後の施策具現化のため、「今後のごみ減量に向けた基本方針」を作成しました。

2

これまでのごみ減量と資源化の取り組み

1. 環境保護、ごみ減量・資源化への取り組み

(1) 「大量生産→大量消費→大量廃棄」社会から「持続可能な循環型」社会へ

戦後経済の高度成長は私たちに豊かな暮らしをもたらしましたが、この結果、「大量生産→大量消費→大量廃棄」社会を形成しました。

しかしながらこのことが、今日の地球規模の環境問題となっています。私たちの大切な美しい地球を子や孫の代まで守っていくことが迫られています。これからは「持続可能な循環型」社会を人間の英知と努力によって、構築していかなくてはなりません。

平成18年6月、国においては、「容器包装リサイクル法」の改正が実施されました。市としても全国市長会等を通じ、①事業者責任の強化を図る方向で市町村と事業者との費用分担及び役割分担の見直し②循環型社会の形成の推進(特に再使用を優先する仕組み)③製造事業者等に対し分別等に配慮した仕様を義務付けることなどを強く要請しているところです。

一方、市民の皆さんも、モノを買う側、消費する側として、ごみや環境に関心を持ち、循環型社会によりふさわしい生活を選択する消費者となることが求められています。

「めんどうくさい」から「もったいない」へ

地球規模の環境問題は、日々私たちの足元から起きている問題です。日々の生活で「めんどうくさい」という、便利さに慣れ親しんだライフスタイルを変えていくことが迫られています。

日本の「もったいない」という言葉が今、世界から注目されています。

4つの「R」で進めるごみ減量

多摩市では平成13年度に循環型社会を構築するために市民、事業者、市の役割を定めた「**多摩市ごみ減量行動計画 (エコロ君のアクションプラン)**」を策定しました。この計画に基づき、市においては多くの見直しを進め、市民の皆さんの意識も高まってきたが、さらなる実践が求められています。よって、ごみの減量資源化のために「4 R」運動をさらに推進していきます。

- **R e f u s e** (リフューズ) ごみになるものは断わる
- **R e d u c e** (リデュース) ごみを減らす
- **R e u s e** (リユース) 繰り返し使用する
- **R e c y c l e** (リサイクル) 再生して利用する



*国では3Rとしていますが、多摩市では、「**R e f u s e** (リフューズ) ごみになるものは断わる」を強調するため、3Rに追加し4Rとしました。

(2) 資源化と再利用の変遷

年 度	内 容
昭和 45 年	収集方式をダストボックス方式（可燃・不燃）に一部地域で切り替え 一般家庭のごみ処理手数料が無料となる
46	ダストボックス方式の可燃ごみが市全地域となる
49	同 不燃ごみが市全地域となる
59	有害性ごみ分別収集開始
平成 3	資源ごみ（びん、缶、牛乳パック）収集開始
7	可燃性資源ごみ（新聞紙、ダンボール、古布、雑誌）の収集開始 桜ヶ丘再利用センターの開設（家具類などの粗大ごみの再利用）
10	多摩ニュータウン環境組合ごみ焼却施設更新 ペットボトルの店頭回収開始
11	多摩市立資源化センター（エコプラザ多摩）開設
12	ダストボックス方式を廃止し、戸別袋収集に切り替え ペットボトルの地域収集、白色トレイの拠点回収開始 容器包装リサイクル法完全施行
14	多摩ニュータウン環境組合リサイクルセンターの開設

(3) 現在のごみ・資源の種類とゆくえ

種 類	中 間 処 理	最 終 処 分
燃やせるごみ	多摩清掃工場	最終処分場 (日の出町)
燃やせないごみ		
粗大ごみ	リサイクルセンター	再 生 販 売
有害性ごみ	多摩清掃工場	再生資源業者
びん、缶、ペットボトル、新聞、ダンボール、雑誌類、紙パック、古布、白色トレイ	エコプラザ多摩	再生資源業者 専 門 問 屋 再生工場など

(4) ごみの減量や再資源化を促進するための事業

①用具等の貸し出し

- ア. 電動式生ごみ処理機の貸し出し
 - ・生ごみの減量・堆肥化を促進する
- イ. ガーデンシュレッダーの貸出
 - ・剪定枝や落ち葉等の自家処理を促進
- ウ. ごみ減量啓発用具の貸し出し
 - ・地域のイベント時にごみの減量啓発
- エ. リユース食器の貸し出し



リユース食器



ガーデンシュレッダー

②補助金制度

- ア. 資源集団回収補助金
(団体が資源回収を行うリサイクルシステム)
- イ. 生ごみ処理機器購入費補助金
(生ごみの減量・堆肥化を促進する)



電動式生ごみ処理機

③その他

- ア. 廃棄物減量等推進員制度
 - ・市と地域とのパイプ役として活動
 - ・駅前キャンペーン等への協力
 - ・各種地域イベントでの減量啓発



- イ. 各種啓発行事の実施
 - ・出前説明会、
 - ・リサイクルセンターとの連携
 - ・親子工作教室の開催
 - ・まったくなし！ごみ減量懇談会の開催



- ウ. エコプラザ多摩での啓発
 - ・施設見学の受け入れ
 - ・草枝資源化＝土壌改良材



- エ. 転入者ごみ分別説明
 - ・転入者への分別・減量啓発
 - ・NPO エコ・フレンドリーとの協働



- オ. 資源集団回収の促進
 - ・手引きの作成
 - ・回収業者との情報交換会開催
 - ・補助単価の見直し



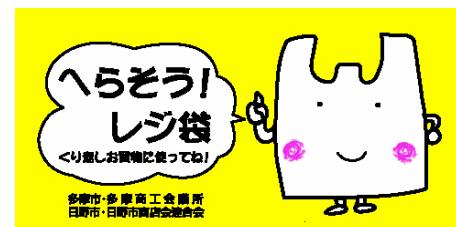
- カ. オリジナルマイバッグの作成
- ・ペットボトルキャップとの交換
 - ・東京ヴェルディ 1969 との協働
 - ・JVCへのワクチン寄付



- キ. 廃陶磁器の回収
- ・エコにこセンターとの協働
 - ・岐阜県多治見市での資源化
 - ・リサイクル食器の販売



- ク. 多摩市ルールの推進
- ・大手スーパーとの協働
 - ・店内でのレジ袋削減啓発



- ケ. 減量啓発紙 ACTA 発行
- ・年4回の発行
 - ・市民協働による編集



- コ. 各種掲示物による啓発
- ・市役所、出張所等の掲示
 - ・駅周辺への掲示



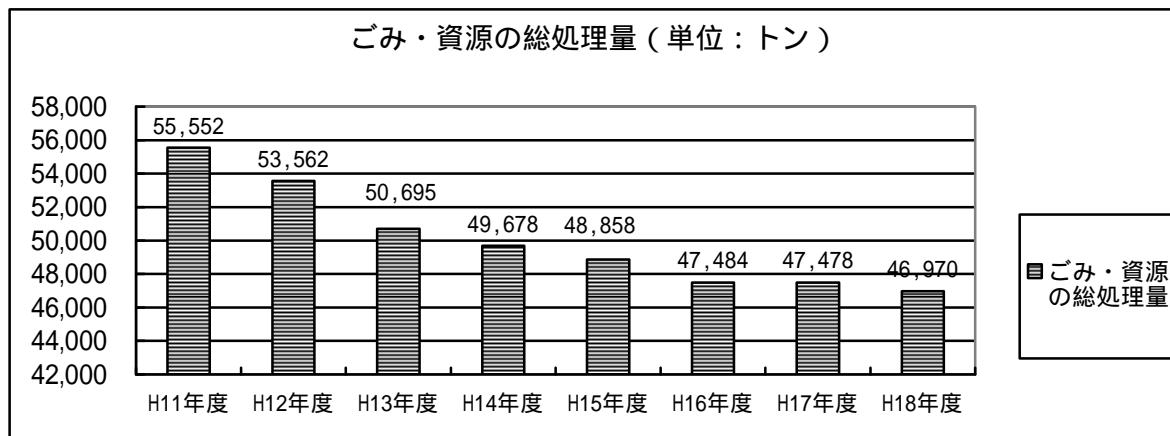
3

これまでのごみの実態と処理状況

1. ゴミ量等の推移

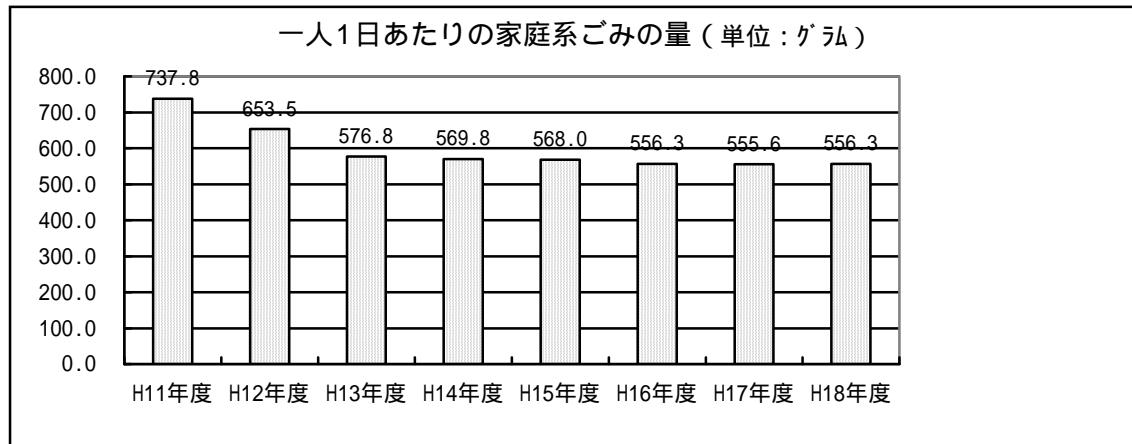
(1) ゴミ・資源の総処理量

平成18年度の多摩市のゴミ・資源の総処理量は46,970トンで、収集方法変更前の平成11年度と比べて、約8,600トン、15%のゴミの減量を達成しています。しかし、ダストボックス廃止後の平成13年度との比較では、5年間で7%の減量にとどまっています。地球環境の保全、資源保護への取り組みとともに、最終処分場を一年でも長く有効活用するためにも、さらなるゴミ減量が求められています。



(2) 一人1日あたりの家庭系ごみ量（資源は除く）

家庭から出された一人1日当たりのゴミ量を、平成11年度から18年度までの変化で見ると、平成11年度の738グラムが、平成18年度では556グラムまで減っています。しかし最近では、減少傾向にあったごみ量も、横ばいから増傾向に変化してきました。ダストボックス廃止後の平成13年度との比較では、約3.5%の減量のみとなっています。



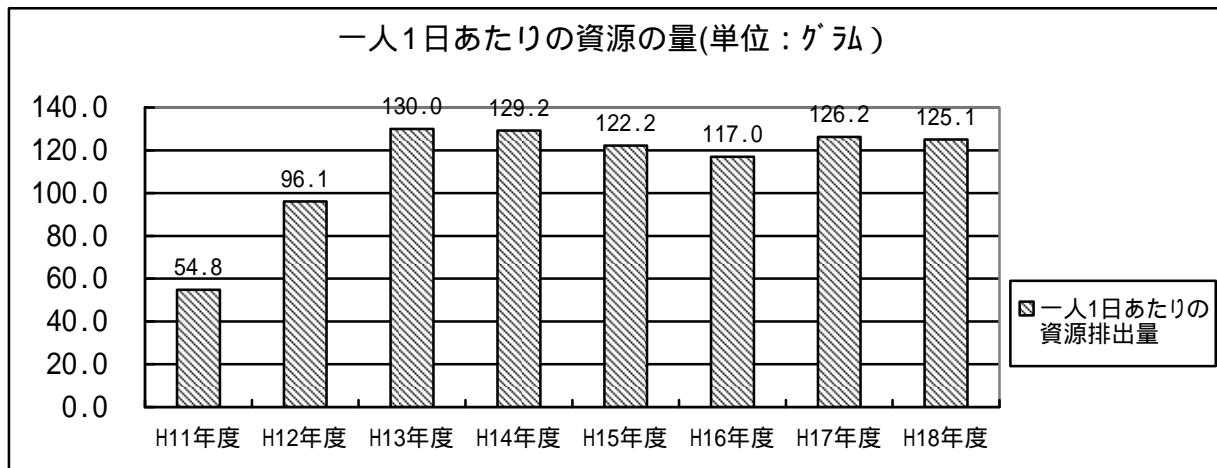
※この数値は「可燃ごみ」「不燃ごみ」「有害性ごみ」「粗大ごみ」の量であり、「資源」は含まれない。

※家庭系ごみの数値には、小量排出事業所（事業系指定有料袋）の排出ごみも含まれる。

※収集ごみの内、管路収集分の事業系ごみは含まれない。

(3) 一人1日あたりの資源量の推移

資源についても収集方法変更直後は2倍以上と大幅に増加していますが、この数年は微減傾向です。これは缶やびんに変わって、重さの軽いペットボトル入りの飲料や酒類の流通量が増加していることも減少の一因と推測されます。平成17・18年度は資源の分別が進み、収集量が増加しました。



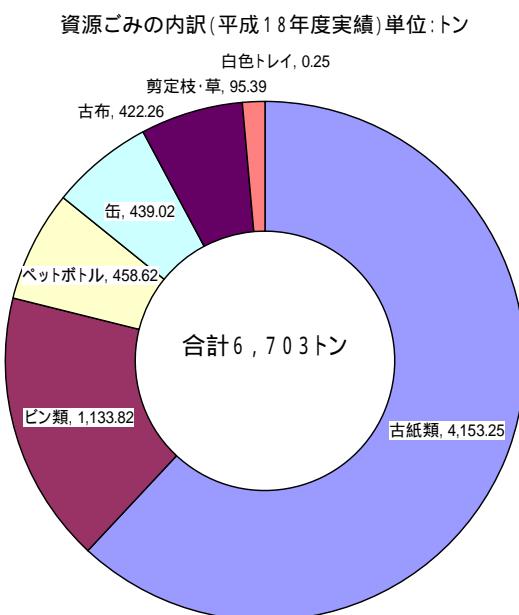
※この数値は家庭系資源（小規模排出事業所の資源を含む）の行政回収の量であり、エコプラザ多摩に直接持ち込みされた資源や集団回収による収集量は含まれない。

(4) 多摩市立資源化センターの状況



多摩市立資源化センター（愛称/名エコプラザ多摩）は平成11年10月に開設し、多摩市内の各家庭から収集された、資源物（缶、びん、ペットボトル、新聞雑誌等の紙類、古布等）をリサイクルするため、必要な中間処理（選別、破碎、圧縮、保管）、を行う施設で、平成18年度においては、6,703トンの処理を行いました。

平成20年4月からは、よりリサイクルを推進する為に、新たに燃やせないごみの半分以上を占めるプラスチックを収集する予定です。資源化センターにおいては、開設以来、安全で衛生的な運営に努めており、今後も環境の保全と安全を第一に、定期的な大気環境調査を実施するとともに、測定結果は多摩市公式ホームページ等で公表していきます。



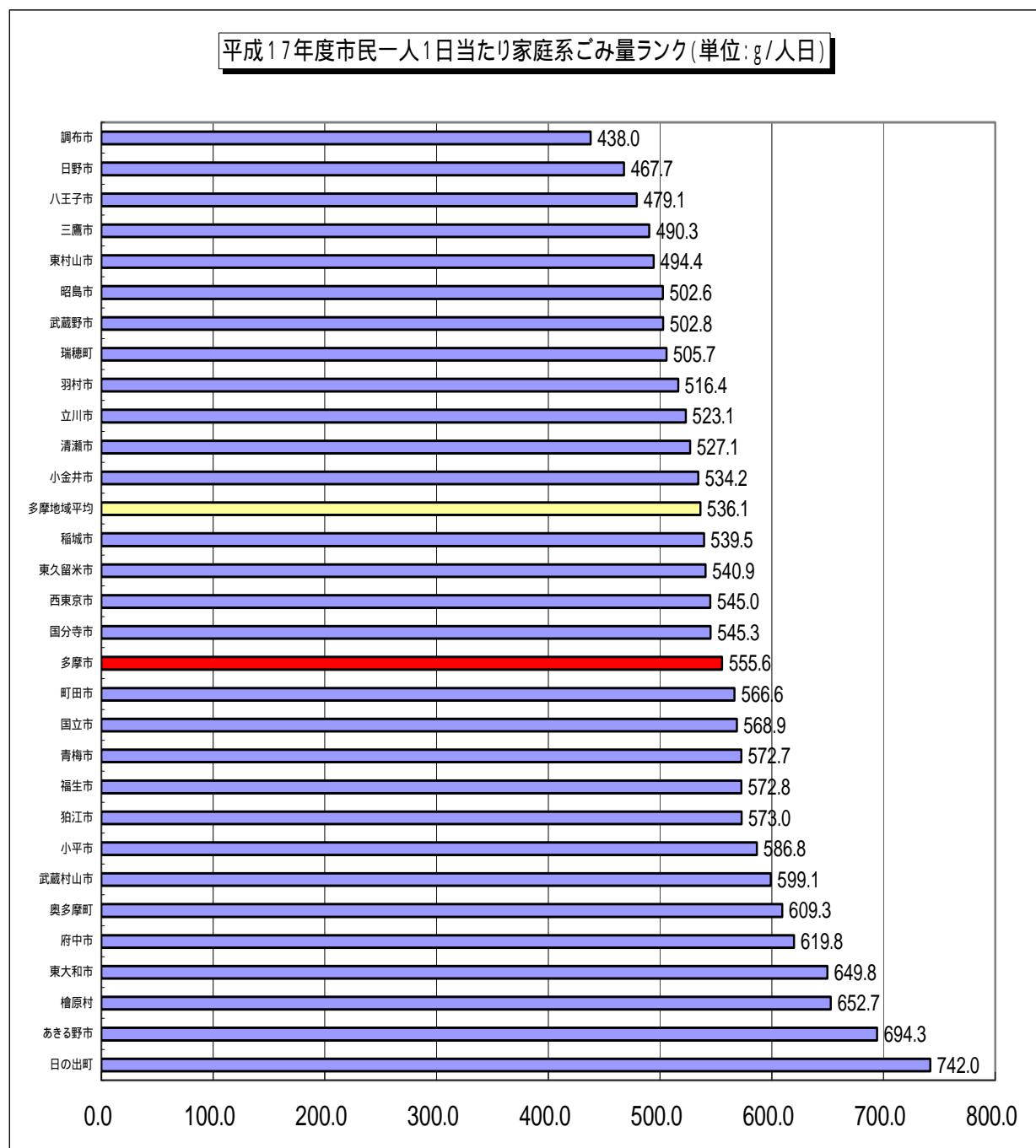
平成18年6月にエコプラザ多摩敷地境界付近で実施した大気環境調査の結果は、次のとおりです。

大気環境調査結果

分析項目	単位	分析結果		環境基準値	指針値
		調査地点1 (南側敷地境界)	調査地点2 (西側敷地境界)		
水銀及びその化合物	μg/m ³	0.003	0.003	-	0.04
アクリロニトリル	μg/m ³	0.1	0.2	-	2
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.2	0.2	-	10
クロロホルム	μg/m ³	0.36	0.38	-	18
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.18	0.19	-	1.6
ジクロロメタン	μg/m ³	3.3	3.6	150	-
テトラクロロエチレン	μg/m ³	1.2	1.4	200	-
トリクロロエチレン	μg/m ³	2.1	2.1	200	-
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.39	0.37	-	2.5
ベンゼン	μg/m ³	2.1	2.2	3	-
トルエン	μg/m ³	29	31	-	-
o-キシレン	μg/m ³	2	1.9	-	-
m,p-キシレン	μg/m ³	5.4	5.3	-	-
エチルベンゼン	μg/m ³	6	5.2	-	-
四塩化炭素	μg/m ³	0.7	0.7	-	-
1,1-ジクロロエタン	μg/m ³	0.1未満	0.1未満	-	-
スチレン	μg/m ³	0.5	0.6	-	-
p-ジクロロベンゼン	μg/m ³	3.6	5.7	-	-
アセトアルデヒド	μg/m ³	5	3	-	-
ホルムアルデヒド	μg/m ³	4	3未満	-	-
ニッケル	μg/m ³	0.01未満	0.01未満	-	0.025
ベリリウム及びその化合物	μg/m ³	0.01未満	0.01未満	-	-
マンガン及びその化合物	μg/m ³	0.02	0.02	-	-
クロム及びその化合物	μg/m ³	0.01未満	0.01未満	-	-
ヒ素及びその化合物	μg/m ³	0.01未満	0.01未満	-	-
酸化エチレン	μg/m ³	0.14	0.08	-	-
ベンゾ(a)ピレン	μg/m ³	0.0003未満	0.0003未満	-	-
粉じん濃度	μg/m ³	78.4	75	-	-

(5) 多摩地域の他市との比較

前述のとおり、多摩市のごみは横ばい状況にあり、平成17年度の家庭系のごみ量は、次の図のとおり、多摩地域30市町村の平均を下回っています。平成17年度においては、8月に小金井市、10月からは町田市、狛江市などが有料化や収集方式の変更などを実施し、さらに減量化が進んでおり、多摩市の順位は更に下がることが見込まれる状況です。



※ 一人1日当たりのごみ量 = 家庭系可燃・不燃・粗大・有害ごみ ÷ 当該年度の10月1日人口 ÷ 365

※ あきる野市・日の出町・奥多摩町・檜原村については、家庭系・事業系の収集区分がないため、事業系ごみが含まれており、参考値として表示

2. 多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場の状況

多摩市の家庭系の可燃・不燃・粗大・有害性ごみ、事業系の可燃ごみは、多摩清掃工場で適切な管理のもとに焼却や破碎などの中間処理がされています。この工場は、ごみを広域的に共同処理することを主な目的として、多摩、八王子、町田の3市で構成する多摩ニュータウン環境組合で運営管理されています。

多摩清掃工場は、平成6年から建替え工事が進み、焼却施設は、平成10年4月から、また、不燃・粗大ごみ処理施設は平成14年4月から稼動しています。

この新施設は、最新技術を採用し有害物質の除去を行うなど、環境に十分な対策を施し、焼却能力は1日200トン炉が2炉の400トンであり、不燃・粗大ごみは不燃系1日80トン、粗大系1日10トンの処理ができます。

当工場の排出中ダイオキシン類の排出基準値は、ダイオキシン類特別措置法により、排ガス1立方メートルあたり1ナノグラム(50メートルプールに角砂糖1個)と規制されていますが、環境組合では、環境マネジメントシステム(ISO14001)により厳しい0.01ナノグラムを運転目標にしています。また、ダイオキシンの排出測定は、国の基準では年1回ですが年2回実施し、排出基準値は厳格に守られ、測定値の結果は環境組合ホームページ、環境組合ニュースで公表しています。(注:1ナノグラムは10億分の1グラム)



排出ガス調査

測定場所		2号炉煙突	3号炉煙突	単位
測定年月日		平成19年1月11日	平成19年3月27日	
ばいじん	規制値	0.08	0.08	g / m ³ N
	測定値	<0.001	<0.001	
硫黄酸化物	規制値	94.0	92.4	m ³ N/h
	測定値	0.57	0.24	
窒素酸化物	規制値	250	250	ppm
	測定値	32	29	
塩化水素	規制値	430	430	ppm
	測定値	16	3	
測定年月日		平成18年10月27日	平成19年1月12日	
ダイオキシン類	規制値	1	1	ng-TEQ / m ³
	測定値	0.011	0.000057	

ng(ナノグラム) 10億分の1g(50mプールに対して角砂糖を1つ)

TEQ 毒性等量のこと、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中でもっとも毒性の強い2,3,7,8-四塩化炭素ダイオキシンの毒性等量に換算した数値

m³N(立方メートルノルマル)標準状態(0°C, 101.325kPa)に換算した気体の体積

ppm 成分比や濃度を表す単位で100万分の1

多摩ニュータウン環境組合資料より

多摩清掃工場の焼却炉は、850度以上の高温でごみが燃焼することによってダイオキシンの発生を抑制する設備になっており、炉の温度維持のためには、生ごみ、汚れた紙・布類、木くずだけではなく、非衛生・資源化再生困難なプラスチックごみをよく攪拌することで完全燃焼し安全が保たれるなど、適正な焼却温度に十分注意を払い運転しています。

また、ごみを適正に焼却処理することによって、発電ができる設備機能を備えており、その電力は清掃工場内で使用し、余った電力は電力会社に売電しています。さらに、隣接の総合福祉センター、温水プール（アクアブルー多摩）に温熱供給して温水利用及び冷暖房などに有効に使用されています。このように廃棄物を単に燃やして処理するだけでなく発生したエネルギーを回収し利用するサーマルリサイクル（熱回収）を行っています。

3. ニッ塚最終処分場の状況

多摩清掃工場で処理された焼却灰、破碎された不燃ごみなどは、日の出町にあるニッ塚最終処分場にて処分されます。この施設は、25市1町で組織された「東京たま広域資源循環組合」で管理運営されています。

この処分場は、すでに区域全体の4割以上が埋め立てられ、このままの状況で推移しますとあと10年程度で満杯になってしまいます。そのため、焼却灰でセメントを生成する「エコセメント工場」を建設し、平成18年7月から稼動しています。この事業により埋立地を長く使うことはできますが、それでも限界があり、この後は、最終処分場の確保はできない状況です。

残灰はエコセメントに加工しますが、問題は不燃残渣と言われる破碎したプラスチック等を埋め立てていることです。これは、メタンガスの発生を初め処分場への負荷が大きく、将来にわたって環境管理をする必要が生じること、埋め立ての負担金が多額になることなど難しい課題となっています。

さらなる分別の徹底によりきれいなプラスチックのリサイクルを推進し、資源とならない汚れたプラスチックごみは適切な焼却処分による熱回収をして埋め立ての減量に努めることが重要です。



4. ごみ処理にかかる経費

平成17年度に要したごみ関連の全体経費は、31億7000万円でしたが、このうち、ごみ処理にかかる直接的な経費は、収集運搬などにかかる経費、多摩清掃工場での中間処理にかかる組合負担金、最終処分場にかかる組合負担金などであり、これをもとにすると、1トンのごみを処理するのに約68,892円の経費を要していることになります。

また、平成19年度より6年間にわたり、調布市の清掃工場建設に伴う、ごみ処理広域支援を行うため、清掃工場の環境組合負担金が下がるとともに、収集運搬経費の見直しを初め、徹底したコストの削減を行った結果、平成20年度の推計では、1トン当たりの処理経費は、57,281円まで下がりました。

さらに、事務の効率化、業務委託の見直し、職員の適正な配置など業務全般の見直しも取り組んでいます。

(単位：円)

収集コスト

	平成17年度	平成20年度推計	備 考
職員人件費	69,248,264	71,533,456	収集担当・粗大ごみ受付オペレーター
収集運搬委託料計	871,162,670	859,723,000	各家庭からごみ・資源を収集する経費
合 計	940,410,934	931,256,456	
収集量(t)	35,675.06	37,777.83	1年間のごみ・資源の収集量合計
t当たりのコスト(円/t)	26,360	24,651	

中間処理コスト

	平成17年度	平成20年度推計	備 考
環境組合負担金	628,626,000	463,100,000	清掃工場に係わる経費
環境組合建設費償還金	915,128,000	490,608,000	清掃工場建設費の債務償還金
資源化センター経費	154,460,660	264,988,000	エコプラザ多摩に係わる経費(含: プラ)
合 計	1,698,214,660	1,218,696,000	
処理量(t)	47,478	48,354	1年間のごみ・資源の処理量合計
t当たりのコスト(円/t)	35,768	25,204	

平成19年度より調布市のごみを受け入れているため、環境組合負担金が減額となつた

最終処分コスト

	平成17年度	平成20年度推計	備 考
処分組合負担金	321,100,000	359,092,000	最終処分場に係わる経費
搬入量(t)	4,265	4,344	1年間のごみ・資源の処理量合計
t当たりのコスト(円/t)	6,763	7,426	

トータルコスト

収集・処理・処分経費	2,959,725,594	2,509,044,456	収集、焼却・破碎処理、埋立までの経費
t当たりのコスト(円/t)	68,892	57,281	

4

今後の減量目標

さらなるごみの減量を図ることが必要なことから、次のとおり減量目標を定めます。

1. 短期目標

達成年次は、施策展開が実施された1年後とした目標値を設定します。

15% 減量

(1) 設定の考え方

① 家庭系のごみ量

平成17年度の市民一人1日あたりの家庭系可燃・不燃・粗大・有害性ごみ排出量は、555.6グラムで、家庭系・事業系区分のある多摩地域26市町では、17番目の下位に位置しています。よって、少なくとも平均以上の上位に位置することを目指します。

そのため、減量目標を15%とし、年間約6,000トンのごみを減量します。これは、一人1日100グラム減量することで達成できる見込みです。

② 事業系のごみ量

事業系ごみについては、食品リサイクル法の施行を初め、地球温暖化対策等によるごみ減量が定着し、ごみ量が減少傾向です。しかし、今後の景気回復による商業活動の活発化により増加することも予測され、環境面から考えれば、さらに減量化・資源化を目指さなければなりません。

そこで、事業系ごみ処理手数料引き上げに伴う減量効果と分別の徹底による資源物除去の徹底を見込みます。

2. 中長期目標

中長期目標については、「多摩市環境基本計画」や「多摩市一般廃棄物処理基本計画」においてさらに精査しますが、今後も多摩地域のトップを目指し、目標値を設定します。

施策展開時比較 25% 減量

(1) 設定の考え方

① 家庭系のごみ量

有料指定袋によるごみ収集に変更された直後では、市民の関心が高まるごとに見直し前の駆け込みごみとの比較により、大幅な減量効果が現れることが、他の自治体例から見ても想定されます。しかしその2年後は、ごみ量が標準化することにより逆戻り現象（リバウンド）したように見えます。このような現象は、継続的な啓発をすることにより回避し、経年的に目標をたて、多摩地区のトップを目指します。

②事業系のごみ量

事業系ごみについても、大規模事業所については廃棄物管理者を選任していただき、廃棄物再利用計画書の作成や立入検査等でごみ減量の啓発をしていきます。また、清掃工場での収集車の積載内容検査も継続して実施し、分別の徹底や産業廃棄物の混入を防ぐよう適正排出を指導します。なお、小規模で事業系有料指定袋を利用している事業所については、袋のサイズを15%小さくすることで家庭系同様のごみ減量目標に向けた努力をお願いしていきます。

また、消費者行動の変化による減量効果も狙うよう、商店会組織やスーパーなどの店長会議等幅広く交流を図り、消費者・販売組織・行政と協働によるごみ減量を目指します。

プラスチックごみのリサイクル及び処理方法

1. 考え方

資源の分別については、平成3年度より積極的に展開してきましたが、特に平成12年10月にダストボックス収集方式を廃止し、戸別袋収集に切り替えたときに、「資源はより出し易く」とのことから大幅な見直しを行いました。また、容器包装リサイクル法が施行されたことや市立資源化センターの本格的稼動に伴い、ペットボトルなどの資源類の戸別収集化や収集回数を増やすなどの対応を図り、変更前と変更後の資源量の1年間比較では、2倍以上増加しました。

今回の見直しについては、既に回収を実施しているペットボトル、白色トレイなどのプラスチック類に加えて、容器包装リサイクル法に則り「プラマーク」がついている容器包装類やコップやCDケースなどのプラスチック製品の追加を行い、より一層の資源化に取り組むものとします。

同時に、燃やせるごみ、燃やせないごみの分別の一部見直しも行い、資源化できないゴム・革製品などは、可燃ごみに変更し、燃やして得る熱を回収する手法（サーマルリサイクル＝熱回収）を取り入れるものとします。

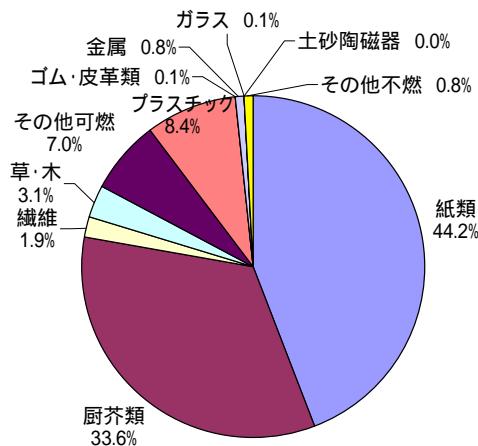
この結果、ごみ量の減量化を図り、資源の循環型利用を促進し、焼却による二酸化炭素の排出を抑制するなど地球環境の保全とともに、最終処分場への持込量を極力減らします。

参考：ごみの組成分析結果

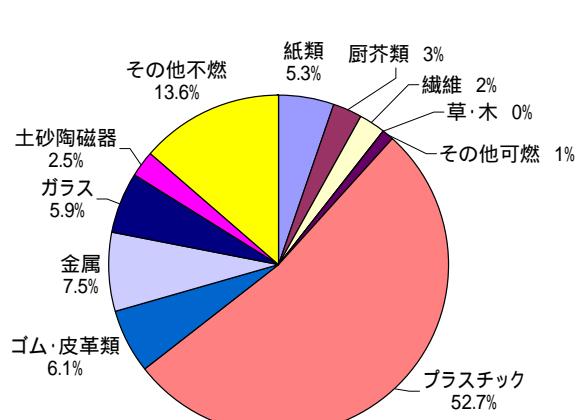
可燃ごみ・不燃ごみ組成分析調査によると、可燃ごみにおいては、紙類が4割強を占めており、一番多い値となっています。この中には、まだまだ資源となる雑誌類や雑紙と呼ばれるお菓子の箱などの包装類が多く混入しています。また、不燃ごみの中には約5割のプラスチック類が含まれており、今まで資源とせず、不燃ごみとして収集しており、一部固形燃料化(RPF)や汚れたものは除去可燃物として焼却をしています。

今後は、さらなるごみの減量化とともに資源化できるものは分別が必要となります。

平成18年度 可燃湿ベース組成分析結果



平成18年度 不燃ごみ組成分析結果



2. プラスチックごみの新たな資源化

(1) 容器包装リサイクル法*への対応

今までのプラスチックの資源回収は、容器包装リサイクル法に基づきペットボトル及び白色トレイのみを回収してきましたが、「その他プラスチック製容器包装類」及び「プラスチック製品」を「プラスチック」として分別し、新たな資源回収品目として取り組みます。

「その他プラスチック製容器包装類」とは、商品の容器・包装を目的としたプラスチック製のもので「プラマーク」が表示されています。



例えば、プラスチック製のお菓子の袋、カップ麺の容器、洗剤・シャンプーなどのボトルや詰め替え用袋など多くの容器包装類が該当します。

また、「プラマーク」の表示がない白色トレイ以外の有色トレイ、発泡スチロールなどのプラスチック製容器包装類も回収品目とします。

* 容器包装リサイクル法とは、容器包装ごみの増加に対応する法律であり、すべての人々が、それぞれの立場でリサイクルの役割を担うとされています。これは、ごみを再び資源へと生まれ変わらせる役割の分担です。消費者はごみの分別排出、市町村は分別・収集及び適切な保管、特定事業者は「容器」「包装」を利用して中身を販売、製造、商品を輸入して販売する者で再商品化の義務を担うとされています。

収集処理方法については、週1回程度の戸別収集を見込んでおり、収集したもののは市立資源化センター（エコプラザ多摩）において選別・梱包・保管したうえ、容器包装リサイクル協会に引き渡します。

(2) 容器包装類以外のプラスチック製品

コップ、CDケース、弁当箱などのプラスチック製品も容器包装プラスチックと同様に「プラスチック」として分別します。

収集したものは、手選別により容器包装プラスチックと区別し、プラスチック回収事業者に搬送しリサイクルされます。

汚れたり劣化したプラスチックは可燃ごみに、また、プラスチックと金属等が混在するおもちゃや複合素材などは不燃ごみに、従来どおり分別していただきます。

（収集は指定袋とします。「有料指定袋による家庭系ごみ収集」の項参照）

3. その他のごみ分別方法の見直し

ゴム製品や革類については、不燃ごみから可燃ごみに変更し、最終処分場への持込を極力減らすこととします。

これらは、焼却処理することにより熱回収（サーマルリサイクル）をすることとします。その熱源の利用については、現在も行っていますが、燃やした熱で蒸気を作り自家発電を行い、多摩清掃工場の電力を貢い、余った電力については電力会社に売却、さらには、隣接している多摩市立総合福祉センターの冷暖房、多摩市立温水プール（アクアブルー多摩）へ熱源供給を行い、焼却の熱源を効率よく活用し、清掃工場の電気代や各施設の光熱水費の大幅な節減に寄与します。

4. 固形燃料化（R P F）の廃止

これまで多摩清掃工場では、不燃ごみのうち軟質系のプラスチックについては、手選別を行い、コンテナに積み替え、千葉県の処理工場に運び、そこで固体燃料化され、最終的にはセメント工場等で燃料としてきました。この手法は、プラスチック類を最終処分場に持ち込むのを極力減らすために行ってきましたが、結果的には多額の処理経費をかけ燃やすことになるため、今後は、前述のとおり、プラスチック類の資源化に移行し、固体燃料化（R P F）は廃止をします。

6

有料指定袋による家庭系ごみ収集

1. 目的

(1) ごみの減量化、資源化の推進により地球環境を守る

ごみを出す量に応じた手数料を負担することにより、ごみになるものを買わない等、各家庭でごみを減らすための様々な工夫がなされ、減量化になるものと考えます。

また、今回の見直しにより、容器包装リサイクル法対応のびん・缶・ペットボトル・白色トレイなどに加え、「プラスチック」の分別収集を始めることから、分別が一層徹底されるとともに、紙資源の分別が進み、集団回収への参加などにより、減量化とあわせて資源化も進むことになるものと期待します。

過剰包装を断ることや、量り売り、ばら売りを選ぶような消費行動は、小売店に対してもごみになるものを販売しないような方法に移行させることにつながります。

ごみの排出の抑制、減量、リサイクルを進めることで、資源の循環的利用を図り、焼却による二酸化炭素の排出抑制など地球環境の保全につながります。

(2) ニッ塚最終処分場の有効活用を図る

多摩市で収集されたごみは、可燃ごみは焼却し、不燃ごみは手選別による資源化と埋立不適物を除去した上で破碎処理され、エコセメント化またはニッ塚最終処分場に埋め立てています。しかし、最終処分場の容量には限りがあり、最終処分場への持込量を減らすことは緊急の課題となっており、一層の減量努力をする必要があります。

(ニッ塚最終処分場の現状の項を参照)

(3) ごみ処理経費の市民負担の公平化を図る

ごみ処理経費は税金で賄われており、ごみを大量に出す人も、少量しか出さない人も、その負担が同じであることは、減量に努力している人には不公平になります。

このため、ごみ量に応じた手数料を負担して、費用負担の公平化を図ろうとするものです。

(4) ごみ問題に対する市民意識の向上を図る

有料指定袋制により、これまでごみを出すことに無関心だった人にも関心が増し、ごみ問題、環境問題に対する意識の高揚が図れるものと考えられます。

不必要的ものを買わない、過剰包装を断る、不用意に物を捨てる行為をやめ、物を大切にし、壊れるまで長く使うなど、有料化は「もったいない」の気持ちでごみの少ないライフスタイルへの転換と実践につながります。

(5) ごみ処理費用が削減される

ごみの発生抑制や排出抑制、リサイクル資源の分別により、可燃ごみや不燃ごみが減り、焼却処理量や最終処分量が減量化されます。このため、収集運搬・焼却処理そして最終処分のための費用が削減できます。

(6) 多摩市環境基本計画の推進

市では、「環境の保全、回復及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保すること」を目的に、平成10年（1998年）に多摩市環境基本条例を制定しました。その後、市民との協働で平成13年12月に環境基本計画を策定し、環境基本条例の3つの基本理念を実現していくための具体的な方針や方策を開いた計画を策定しました。この計画に則り、ごみの減量、資源の有効活用に関する啓発事業を推進し、市民・事業者の意識向上を図ります。

(7) 東京都市長会での政策提言への対応

家庭系ごみの有料化については、平成13年10月の東京都市長会において、平成15年度を目途に有料化を進めると合意がされています。

この合意は、第三の最終処分場建設は不可能であり、現在の（第二）最終処分場も埋め立てが進み、このままでは10年程度で満杯になります。

そのため、ごみゼロ社会を目指すための施策として

- ①「家庭ごみの有料化」
- ②「公共施設における生ごみ・剪定枝の資源化」
- ③「事業者による資源自主回収の推進」
- ④「意識開発と環境教育の推進」を目指すことにしたものです。

多摩市においては、②の公共施設の生ごみ対策として、ごみの減量化や堆肥化に取り組むとともに、公園や街路樹の剪定枝については、エコプラザ多摩に搬入し土壌改良剤に加工し市民の方々に配布しています。

次に、③の事業者による資源自主回収については、大型スーパー等で市の回収とは別に販売者としての責任からペットボトル、白色トレイ、牛乳パック等の回収に取り組むよう要請をしてきました。また、オフィス町内会という紙資源の自主回収制度を作り、事業所自らごみ減量に取り組んでいます。

④の意識開発と環境教育の推進については、ごみ処理施設の見学会やエコ講座等様々な行事を実施するとともに、学校教育の中でも出前授業を始め、環境教育については充実を図っているところであり、今後一層充実することに努めています。

2. 実施方法等

(1) 有料化の対象品目（ごみ種）

家庭系ごみ有料化の対象としては、びん・缶・ペットボトル・紙類等の資源物を除き、燃やせるごみ（可燃ごみ）、燃やせないごみ（不燃ごみ）となります。また、新たな分別収集を開始する「プラスチック」については、単一的な素材ではないため、他のごみとの分別を徹底するために、有料化の対象品目（燃やせるごみ・燃やせないごみ袋との価格差は設ける）とします。

(2) 従量制の採用

一般的に、ごみ有料化の算定方法には、定額制や従量制などがあります。

- ① 定額制は、ごみの排出量に関係なく1世帯当たりにつき一定額を支払う方法です。

※奥多摩町等

- ② 従量制はごみの排出量に応じて処理手数料を支払う方法です。

※奥多摩町を除く多摩地区各自治体

本市では、世帯ごとに人数や構成が大きく異なるため、不公平感のは正という考え方から、課金体系については従量制を用いることとします。

なお、従量制の中には、均一従量制、累進従量制、一定量以下無料制がありますが、市民の方々がわかりやすく、減量努力がそのまま効果として現れる、均一従量制を採用します。

(3) 指定袋の採用

従量制による有料化の手数料の媒体は、指定袋、シール、ポリ容器の3種類が一般的です。シールでは、レジ袋などの利用が可能ですが、使用される袋が個人の選択に任せられているため、袋の大きさと貼り付けるシールの価格の整合が難しく、公平性が担保しにくい特徴があります。ポリ容器による排出は、納付書により手数料を徴収することになるため、手数料徴収が困難となります。

本市では、市民の扱いやすさ、まちの美観、段階的な価格設定、減量効果、事務処理の対応、収集作業の影響、不正防止等を検討し指定袋制とします。

(4) 指定袋の価格設定

燃やせるごみと燃やせないごみの価格設定額は、近隣市との均衡、市民負担への配慮、わかりやすい価格などを考慮し、ごみ処理にかかる直接経費を原価とし、その2割弱相当とし、1kg当たり10円を基本算定額と設定します。

また、プラスチック系ごみの価格設定額は、燃やせるごみ・燃やせないごみ袋の半額を基本算定額と設定します。

のことにより、標準的なご家族（4人世帯）で1ヶ月400円程度のご負担を考えています。

① 指定袋の価格設定

指定袋の値段は次のとおりとします。

(ア) 燃やせるごみ・燃やせないごみ

袋の大きさ	ごみの入る量	袋の値段（1枚あたり）	
ミニ袋	5リッル(0.75kg)	0.75 kg × 10 円 =	7.50 7円
小袋	10リッル(1.5kg)	1.50 kg × 10 円 =	15.00 15円
中袋	20リッル(3kg)	3.00 kg × 10 円 =	30.00 30円
大袋	40リッル(6kg)	6.00 kg × 10 円 =	60.00 60円

(イ) プラスチック

「プラスチック類」は、単一素材ではなく、手選別などの処理経費がかさむことと、燃やせないごみとの分別意識を高めるため、プラスチック用の指定袋については、次のとおりとします。

袋の大きさ	ごみの入る量	袋の値段（1枚あたり）	
小袋	10リッル	15円 ÷ 2 =	7円
中袋	20リッル	30円 ÷ 2 =	15円
大袋	40リッル	60円 ÷ 2 =	30円

② 手数料の減免

家庭ごみの有料化は、市民意識の高揚と認識を期待し、より一層のごみ減量とリサイクルの推進を徹底する目的で行うものです。そのため、特別な事情を有する世帯に対しては、減免を行います。

- (ア) 生活保護受給世帯
- (イ) 児童扶養手当受給世帯
- (ウ) 高齢者・障がい者・低所得者への配慮

③ 無料対象物の範囲

ごみを出す量に応じて公平に費用を負担いただくのが有料化の原則ですが、特例を設けます。

(ア) 紙おむつの排出について

紙おむつを使用する家庭（乳幼児・高齢者等）については、専用指定袋(10)を無料配布します。

(イ) 清掃ボランティアのごみ処理について

市民清掃デーやごみゼロデー等のイベントまた、個人や団体で道路や公園など公共の清掃をするときには、清掃ボランティア袋を無料配布します。

(ウ) 家庭から出る草や樹木の落ち葉、剪定枝について

家庭から出る草や落ち葉・小さな剪定枝については、一定量まで無料で収集します。(袋の場合は透明・半透明で中身が確認できるものを使用。また、枝束ならひもでしばって出すこととします。)

(5) 定期的な見直し

ごみ減量の状況やごみ処理経費の状況に対応した施策が必要なことから、常に状況を把握し、施策の見直しを行います。

(6) 手数料の運用施策

手数料収入の使途を明確にし、ごみ減量化推進事業やリサイクルに関する各種補助、環境教育・啓発経費、施設整備費をはじめ、環境施策に充当します。

(7) 収集回数の見直し

「プラスチック」の分別収集を行うことから、現行の収集回数等を見直します。

① 燃やせるごみは、従前どおり。(週2回)

② 燃やせないごみは、週1回から2週間に1回に変更します。

③ 「プラスチック」は週1回とします。

3. その他の収集方式の見直し

- ① 紙パックについては、これまで戸別収集していましたが、収集効率等から拠点回収（公共施設・店頭等）に変更します。
- ② 資源回収ステーションの設置場所を見直します。
- ③ 粗大ごみの直接持ち込みを平成18年度より実施しましたが、休日の受け入れについても検討します。

事業系ごみ処理手数料の見直し

1. 目的

現在の事業系ごみ処理手数料は、平成13年10月に改定して以来5年が経過しており、この間大きな物価の上昇はなかったものの、処理コストにおける受益者負担の割合について、周辺自治体との格差が生じています。また、最終処分場の有効活用を図るべく、さらなるごみの減量に向けて取り組むことが求められています。

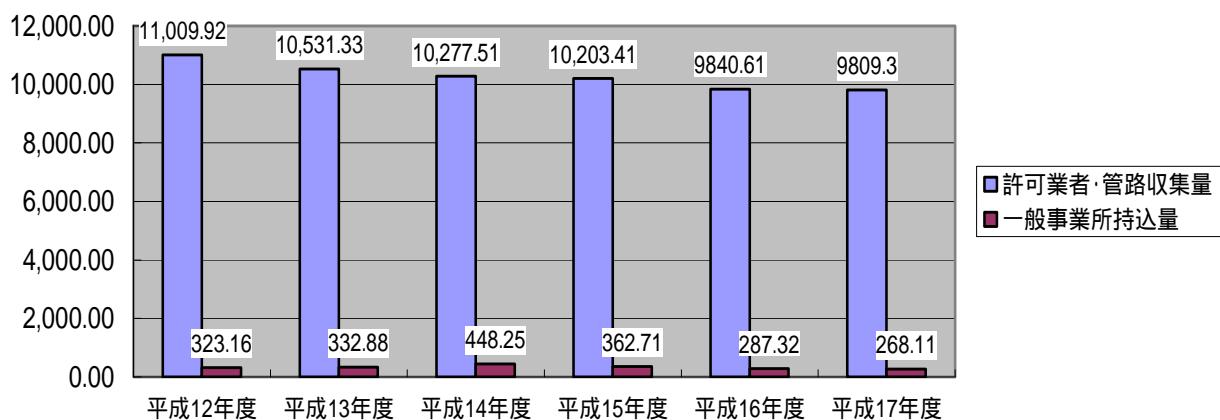
よって、排出者負担の原則と受益者間の費用負担の適正化を図り、周辺自治体とのバランスをとるため、事業系ごみ処理手数料を改定するものです。

2. 現状

(1) ごみ処理

① 事業系ごみは、事業者自身がごみの発生抑制、再利用の促進、資源化など責任をもってごみ処理することになっています。現在、多摩ニュータウン環境組合清掃工場においては、可燃ごみのみ搬入受付を行っており、小量排出事業所（1日の平均ごみ排出量が10kg未満）においては、事業系有料指定袋により家庭系ごみに準じ市が収集することも行っています。

ごみ量については微減状況であり、ごみ組成分析ではまだ資源の分別が徹底していない状況もあります。さらに、周辺自治体の手数料との差があり、他市からのごみが混入するなど問題が生じています。



② 近年のごみ処理に関するコストの推移は、次のとおりです。

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	現行手数料
収集・運搬	26.21円/kg	27.26円/kg	27.52円/kg	26.36円/kg	20円/kg
処理・処分	41.80円/kg	40.85円/kg	41.76円/kg	42.53円/kg	20円/kg
合計	68.01円/kg	68.11円/kg	69.28円/kg	68.89円/kg	40円/kg

(2) 周辺自治体の状況

ごみ処理手数料のうち処理処分費（清掃工場及び最終処分場にかかる処理処分費用）は、ニュータウン環境組合の構成市である八王子市が25円/kg、町田市も平成17年10月より20円/kgから25円/kgに見直しを実施しており、本市の20円/kgは、同じ清掃工場でありながらバランスが取れない状況になっています。

自治体名	多摩市	八王子市	町田市
収集・運搬	20円/kg	15円/kg	
処理・処分	20円/kg	25円/kg	25円/kg
合 計	40円/kg	40円/kg	
改定日	H13/10/1	H14/4/1	H17/10/1

3. 廃棄物処理手数料の改定

(1) ごみ処理手数料(事業所から排出されるごみの処理手数料)

今回の改定に伴うごみ処理手数料については、次のとおりとします。

	平成17年度処理コスト	現行手数料	負担率	改定手数料	負担率
収集・運搬	26.36円/kg	20円	75.9%	20円	75.9%
処理・処分	42.53円/kg	20円	47.0%	25円	58.8%
合 計	68.89円/kg	40円	58.1%	45円	65.3%

(2) 事業系ごみ処理手数料(事業系有料指定袋によるごみの処理手数料)

ごみ処理手数料の引上げに伴い、小量排出事業所が使用している事業系有料指定袋の手数料も改定となります。次の点を見直します。

- ① 小量排出事業所の指定袋値上げによる負担感を軽減する。
- ② 事業系ごみの減量目標を考慮し、有料指定袋のサイズを1割程度小さくする。
- ③ 家庭系有料指定袋の作成単位(20、40リットル)と同様のサイズとする。
- ④「その他プラスチック容器包装類」は、家庭系と同じ指定袋を使用することとする。

現行の事業系有料指定袋販売価格内訳

指定袋	容量()	みなし重量(kg)	収集処理単価(円/kg)	袋代金(円)	枚数	販売価格(円)
M袋	22.5	3.5	40	140	20	2,800
L袋	45.0	7.0	40	280	10	2,800

事業系有料指定袋改定価格及び1リットル当たりの単価計算

指定袋	容量()	みなし重量(kg)	収集処理単価(円 / kg)	袋代金(円)	1 当たり単価(円 /)
M 袋	22.5	3.5	45	157.5	7
L 袋	45.0	7.0	45	315	7

事業系有料指定袋の容量と価格の改定

指定袋	旧指定袋容量()	新指定袋容量()	みなし重量(kg)	減量効果	1 当たり単価(円 /)	袋代金(円)	枚数	販売価格(円)
M 袋	22.5	20.0	3.1	-11.1%	7	140	20	2,800
L 袋	45.0	40.0	6.2	-11.1%	7	280	10	2,800

よって、袋の容量を減量し、手数料は値上がりしますが、実際の販売する価格は、従前どおりとします。

8

これまでの経緯と今後の主なスケジュール予定

実施年月	実 施 内 容
平成15年8月25日	「多摩市廃棄物減量等推進審議会」諮問 今後のごみ行政について ・家庭系ごみの有料化について ・事業系ごみ（手数料）の見直しについて ・プラスチック系ごみのリサイクル及び処理方法等について
平成17年2月24日	「多摩市廃棄物減量等推進審議会」答申
平成17年 7月から8月	市民説明会 市内拠点20ヶ所
9月10日から 10月11日	パブリックコメント (市民意見の募集)
9月27日 28日 29日	事業所対象説明会
10月から	地域説明会（自治会・管理組合等）
10月以降	出前説明会（市民団体・市民グループ等）
12月	条例改正について市議会へ議案提出し、審議 未了廃案となる
平成18年5月	新たな市民説明会 市内拠点13ヶ所
6月から 現在も実施中	新たな出前説明会 まつたなし！ごみ減量懇談会
12月	「ごみ減量協働プラン」策定
平成19年7月	ごみ減量に関するアンケート
9月	条例改正について市議会へ議案提出
10月以降	拠点説明・地域説明会等 (新しいルール、収集日等)
平成20年4月1日	実施予定

資料

多摩市ごみ減量協働プラン（H18.12策定）抜粋

これからのごみ減量と資源化の取り組み

1 ごみ減量の目標とごみ量の予測

地球環境の保全とニッ塚最終処分場の長期活用に向けて、周辺自治体同様、多摩市にとっても大幅なごみ減量施策の展開は急務であり、ごみ問題への意識の高揚と、ごみ経費の負担の公平化を図るために、有料指定袋によるごみの収集を平成20年4月を目途に進めていきます。このことにより、制度実施の翌年度には、現在の可燃・



不燃ごみの15%にあたる6,000t／年（1人1日約100g）の減量を目指します。また、制度実施から5年後の平成24年度には、さらに10%にあたる4,000t（1人1日約70g）の減量、合わせて25%のごみ減量を目指します。

これらの目標達成のために以下のような取り組みを進めます。

2 協働による資源循環（リサイクル）の推進

ごみ減量の有効な手段である4Rの一つとして、リサイクルがあげられます。特に現在行っている行政収集による古紙・古布・びん・缶などのリサイクルに83円/kgという経費がかかるのに比べ、民間の自主的なリサイクルの経費は資源集団回収では6円/kgと、費用面で大きな差があります。多摩市では、次にかかげるような活動を推進し、効率的なリサイクルを進めます。



資源集団回収登録団体の拡大とごみ減量意識の高揚

平成18年度上期現在の資源集団回収登録団体数は、190団体まで増加しましたが、わかりやすい「資源集団回収の手引き」の作成等により、さらに取り組んでいただく団体を250団体まで増やしたいと考えています。

地域で、資源集団回収に取り組むことは、参加した方々のリサイクルに関する意識を高揚させる効果があります。また、回収量に応じて市からの補助金も交付されています。

この、資源集団回収の更なる促進で、年間1,600トンのごみ減量効果を見込んでいます。



資源集団回収モデル事業への取り組み

資源集団回収登録団体の拡大を更に進め、集団回収モデル事業への取り組みを進めます。このモデル事業は、コストのかかる行政回収から民間回収にシフトさせていくもので、自治会・管理組合や子ども会・老人会・スポーツ団体等地縁・知縁の組織と民間回収業者が契約を交わし、民間回収業者に回収してもらうものです。

品目については、古紙・古纖維・缶・生きびんが対象で、有料で売買できる資源のみでなく、アルミパックなどの引取り料のかかる品目には補助金を出すという方法で、地域力による資源回収を目指します。当面、地域団体を対象に、モデル地域を指定して取り組みを行うと共に、継続的に地域を広げていきます。

販売店舗店頭回収の推進と販売者責任の強化

容器包装リサイクル法の拡大生産者責任の徹底から、販売店舗における店頭回収を進めます。具体的には、収集用のボックス容器を市で提供し、できる限り販売者の自主ルートによるリサイクルをお願いします。この店頭回収に伴うごみ減量効果は約100トンを見込んでおり、このことによって、販売時の過剰包装の防止やばら売りの推進により、消費者が包装ごみを受け取らないシステムを作ります。



④ノーレジ袋・マイバッグ運動の推進と「多摩市ルール」の徹底



日本国内で年間使用されるレジ袋の枚数は、300億から500億枚と言われています。1人当たり300枚以上使っている計算になりますが、生活の中で便利に活用されているものの、その多くは再利用されることなく廃棄され、貴重な石油資源を大量に消費していることになります。

多摩市では大手スーパー21店舗の方々と協力し、店内放送でマイバッグ持参を呼びかけるとともに、統一ステッカー・ポスターの貼付、レジでの声掛け（シール対応）という、「多摩市ルール」の啓発を行っています。また、多摩市オリジナルマイバッグを作成し、皆さんに使っていただくことで、レジ袋の削減に取り組みます。

⑤生ごみ自家処理の促進

私たちが生きていくためには、食が必要不可欠です。元来食は自然の恵みを「いただく」ものであって、残渣をなくしていく、あるいは自然にかえすのが本来の営みです。



市ではコンポスト・密閉容器等による生ごみの堆肥化、生ごみ処理機器の斡旋を初め、電動式生ごみ処理機の貸し出しや購入費補助制度により自家処理を促進しています。

また、たまごみ会議資源化部会との共催による生ごみ堆肥化講習会を実施するほか、今後は生ごみ堆肥化のリーダーの育成と地域への派遣事業、また極力生ごみを出さない調理法（エコクッキング）講習会等を多様な団体との連携により進めています。

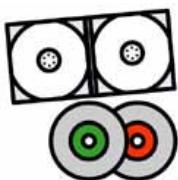
3 プラスチックの更なる資源化

既に回収を実施しているペットボトル、白色トレイなどのプラスチック類に加えて、エコプラザ多摩（多摩市立資源化センター）の改修工事を行い、新たに「プラマーク」



に代表される容器包装プラスチック類の収集を追加し、より一層の資源化に取り組みます。それ以外の製品プラスチックについては、有償で業者が引き取れ、採算性を考慮し、継続し安定したルートがある場合については、資源化を検討していきます。

プラスチック製品のリサイクルには単一素材ごとの分別が必要になり、PP（ポリプロピレン）、PE（ポリエチレン）、PS（ポリスチレン）の3種類に資源化センター内で分類できるかが課題となっています。しかし、原油価格の高騰により業界の廃プラスチックへの関心も高まっているため、今後の社会の動向の変化に対応していく必要があります。



また、学校等拠点施設での、PC（ポリカーボネイト）やペットボトルのキャップ等の収集も検討していきます。これらのプラスチックの資源化も含めて、約2,000トンの減量効果が期待できます。

今後、プラスチックの収集分別方法、手数料等については改めて検討を行います。なお、これまでプラスチック類をRPF（固形燃料）化することによってリサイクルし、最終処分場への埋め立て量を減少してきましたが、廃棄物減量等推進審議会答申にもあるように、プラスチックの分別収集を行うことにより、多摩市のRPF事業は終結させます。

4 グリーン購入の促進とライフスタイルの転換

これまでの、ごみ減量や分別の徹底で、リサイクルされた資源を再商品化することのみでは、資源循環の流れは完成しません。行政・事業者はもちろんのこと、市民生活においても、積極的に再生品等環境負荷の少ない商品を使用することが求められています。とりわけ行政機関では、グリーン購入推進方針を定めたり、公共工事でリサイクル材料を活用する仕様とするなど、グリーン購入を促進する必要があります。



また、限りある資源を枯渇させないために、バージン製品の使用は極力避け、再生品使用をすすめる地球に優しいライフスタイルへの転換も市民・事業者・行政が協力して進めなくてはなりません。大幅な減量を達成するためには、発生抑制の徹底

が効果的ですが、市民一人ひとりのライフスタイルの転換が求められ、事業者・行政も一体となって、行動していく事が求められます。簡易包装・ばら売り・マイバッグ・店頭回収・生ごみ堆肥化・剪定枝のチップ化等、様々な施策がありますが、ひとつひとつ着実に成果をあげていく必要があります。



5 分別の徹底と有料指定袋での収集による可燃・不燃ごみの削減効果

ごみ量の削減

ごみのさらなる減量には有料指定袋によるごみの収集が効果的であることは、他の自治体の取り組み実績からも明らかです。また、ごみ量に応じた手数料を負担していくことによって、これまでごみ問題に無関心だった市民の皆さんの意識の高揚と負担の公平化を図るとともに、分別の徹底も促進するものです。



これまで、無料で収集していた家庭系ごみについては、燃やせるごみに約4割の古紙類が混入されており、この4割すべての古紙が適正に分別されれば、数値上8,800トンの減量が達成できます。また、燃やせないごみの6割を占めるプラスチック類の資源化ルートが開けることで、数値上3,000トンのごみ減量となります。数値上からも、分別の徹底のみで、約12,000トンの減量となります。

市民の方々への啓発と周知によって、どの程度の市民の方々に分別の意識を持っていただけるかが、今後のごみ減量の鍵となります。

ごみ収集・資源化経費の削減

ごみの減量は、その収集運搬及び中間処理にかかる費用削減に、効果があります。ごみ・資源の委託収集車両は、1台当たり年間約1,900万円がかかっており、市内を46台で収集しています。多摩市の減量目標である6,000トンをごみの収集日約200日で除すと、日量30トンの減量となり、1台当たりの収集日量が6トンであることから、計算上は5台の車両が不要となります。5台分の収集運搬業務委託費は約1億円となり、ごみ減量がごみ処理コストの削減になる事は明らかです。



一方、中間処理をする資源化センター委託経費についても、固定経費と処理量に併せた人件費で構成されているため、詰め替え商品の購入などによる発生抑制や店舗店頭回収、資源集団回収等を推進することによって、行政による資源回収の減量をすることも同様にコスト削減につながります。いずれにしても、ごみ減量により委託契約経費を削減することが可能になります。



トータルコストの削減

経費の節減のためには、前述のような発生抑制の徹底によるごみ総量が減量できなければ、達成できないと言えます。特にリサイクルについては、多大なコストがかかるため、行政収集ではなく店頭回収や資源集団回収の活用に転換する必要があります。



一方、清掃事業費の3分の2を占める清掃工場や最終処分場にかかる経費である一部事務組合負担金は、組合構成市（清掃工場は3市・最終処分場は25市1町）のごみ量のバランス（重量割・埋立比率）に左右されるため、構成各市の減量率を上回らない限り、なかなかコスト削減ができない仕組みになっています。引き続き多摩地域の「ナンバーワン」を目指して、ごみ減量に努めます。

※ 参考

平成 17 年度決算では、ごみ・資源の処理に約 31 億 7 千万円の費用がかかりました。これは市民一人当たり年間約 22,000 円に相当する額になります。

ごみ処理だけの費用を見た場合、収集運搬経費、清掃工場経費、最終処分場経費の合計で約 14 億 5 千万円になります。仮に 25% のごみが減量できた場合、単純な計算では $14 \text{ 億 } 5 \text{ 千万円} \times 25\% = \text{約 } 3 \text{ 億 } 6,000 \text{ 万円}$ の減額となります。

また、エコプラザ多摩においてプラスチックを資源化するための中間処理（選別・圧縮・梱包）をするために、収集運搬経費を含めて約 57,000 円 / t の経費が予想されるため、2,000 t のプラスチックを資源化するためには約 1 億 1,400 万円のあらたな経費が必要になります。

今後、ごみ（可燃・不燃・粗大・有害）資源物全体の減量への取り組みを行うとともに、適正な処理を行い、経費の削減に努力していくことが重要です。

6 安全に配慮したごみ処理

平成 10 年に更新された多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場は、最新の設備を導入し 850 度以上の高温で焼却する事で、ダイオキシン発生を抑制し、国の基準値を大幅に下回る安全に十分配慮した中間処理工場となっています。



焼却にあたっては、家庭から排出された生ごみに汚れたプラスチックや紙類を加え、十分に攪拌することによって、適切な焼却温度の維持管理を行っています。全国の同規模の清掃工場の中でも、その性能や効率性において日本有数と評されています。

また、焼却時に発生する熱を回収（サーマルリサイクル）し、隣接する総合福祉センターや温水プールの冷暖房や温熱として活用するとともに、発電機能も備えていることから、施設内の電力をまかなうほか、余った電力は電力会社に売電し、トータルで年間 2 億円以上の運転効果をあげています。

7 周知・啓発・出前説明会の開催

これまで、広報・ホームページ・ごみ減量啓発情報紙 ACTA 等を通して、市民の皆さんにごみ減量についての取り組みをお願いしてきましたが、なかなか情報が浸透しない現状があります。多くの場面でごみの問題に触れていただこうと、広報紙面を増やしたり、ACTA の発行回数の倍増、ホームページの更新も絶えず行っています。



また、昨年来、三駅を中心とした拠点説明会を皮切りに、自治会・管理組合を対象とした説明会も延べ 300 回以上開催してきましたが、会場に出向くことが困難な方もおり、参加者は 6,000 名程度となっています。今年度は、これらをカバーするために 5 名以上のグループであれば説明に出向くという「出前説明会」を開催し、シルバーピアのような高齢者住宅にも伺い、直接ごみ減量について説明する機会も作っています。これからも、拠点説明会を初め駅頭キャンペーン等、地道に説明会に伺い、一人でも多くの市民の方々に、ごみ減量についてご理解いただくように努めています。

私たちは、どうすればよいのでしょうか？(市民協働への取り組み)

「めんどくさい」から「もったいない」

～ごみをもっともっと減量しましょう～



コンビニで袋を断つたり、分別をしつかりするのは、若い人には難しいかもね？ こんな、意識を変える動機付けとして、家庭系ごみの有料化は有効だと言われているね！ みんなでできることからやらなくちゃね！

ライフスタイルを変えるのって難しい？

分別の徹底
“リサイクルできる物”
“ごみ”をしっかり分別

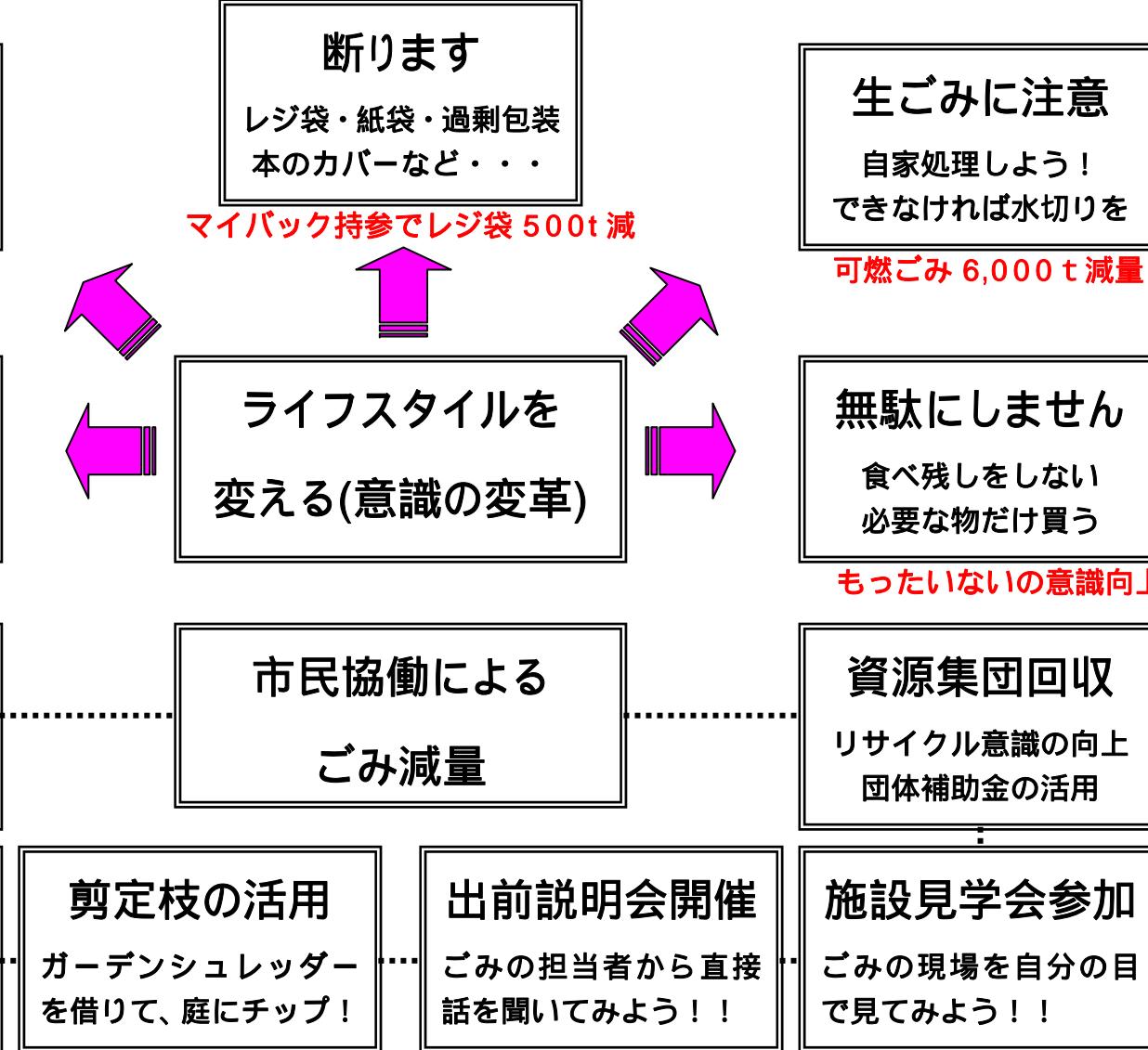
限りある資源の保全

選びます
詰め替え商品
脱・使い捨て商品

身近な所からごみ減量

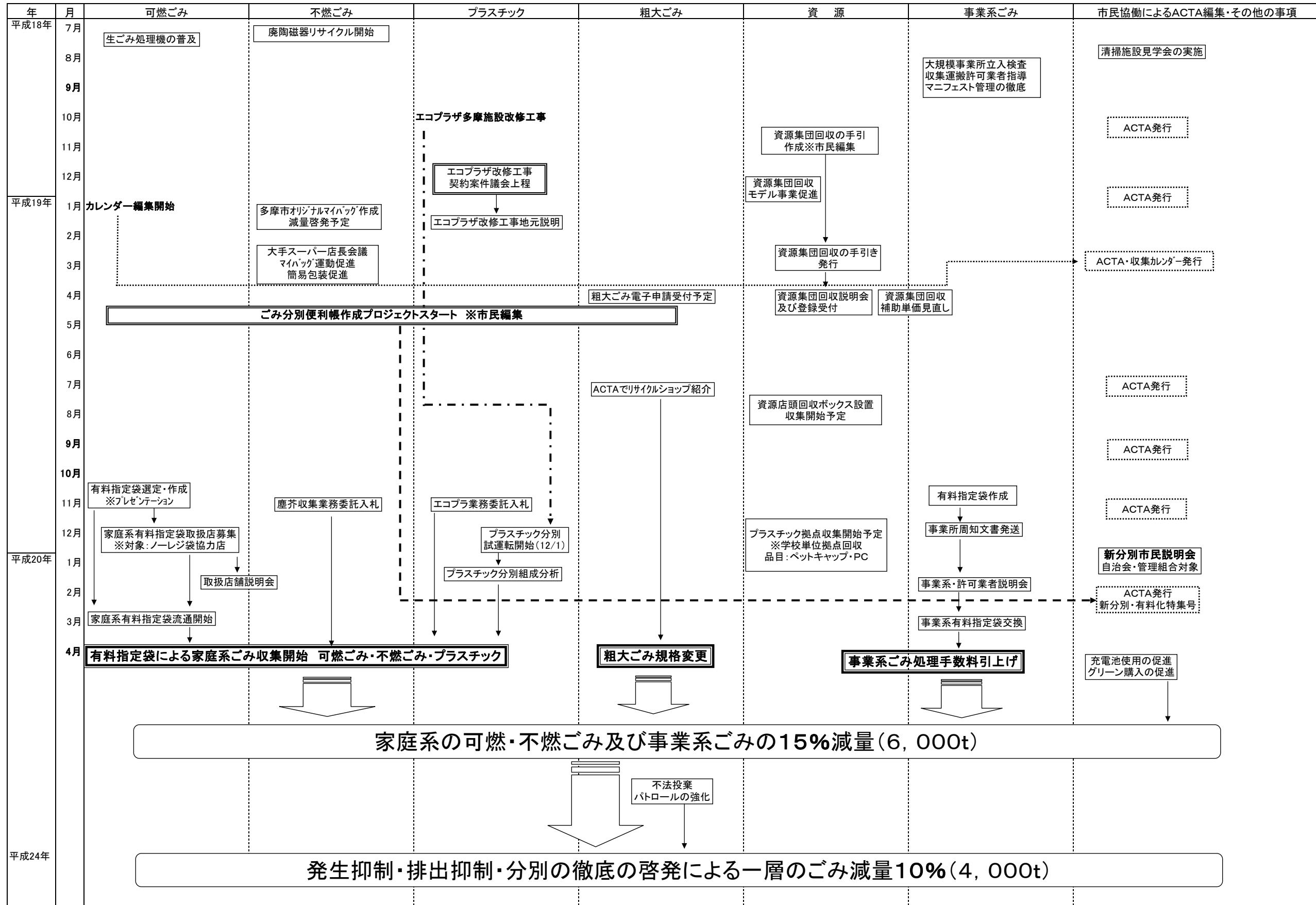
お店にもどす
製造・販売者責任の徹底
トレイ・ペットボトル・紙パック

祭りごみ削減
リユース食器の活用
紙コップ紙皿割箸撲滅



多摩市のごみ減量の取り組み体系図

平成17年度ごみ総量	47,478t
可燃ごみ	34,377t
不燃ごみ	4,888t
粗大ごみ	1,400t
資源	6,760t
有害ごみ	53t



*有料指定袋による家庭系ごみ収集等に関する条例の議会上程時期については今後予定します。

発生抑制・排出抑制によるごみ処理目標の設定値内訳

平成20年4月より、有料指定袋による
家庭系ごみ収集開始

平成17年度

可燃ごみ	23,916t
不燃ごみ	4,880t
粗大ごみ	1,210t
有害性ごみ	52t
資源	6,612t
合計	47,478t

平成18年度

可燃ごみ	23,509t
不燃ごみ	4,797t
粗大ごみ	1,188t
有害性ごみ	56t
資源	6,566t
合計	46,741t

平成19年度

可燃ごみ	24,591t
不燃ごみ	5,018t
粗大ごみ	1,243t
有害性ごみ	58t
資源	6,868t
合計	48,354t

平成20年度

可燃ごみ	21,383t
不燃ごみ	2,636t
粗大ごみ	1,097t
有害性ごみ	44t
資源	7,970t
合計	(1,849t)

平成24年度

可燃ごみ	19,244t
不燃ごみ	2,412t
粗大ごみ	1,054t
有害性ごみ	44t
資源	7,749t
合計	(1,798t)

ごみ減量啓発による微減

有料化前年度の
駆込みごみによる増

事業系ごみ処理手数料引上げ
に伴うごみ量減

人口	143,550人
市民1人1日当たり ごみ量	550グラム
対前年度比(可燃+不燃)	-2.73%

人口	145,063人
市民1人1日当たり ごみ量	535グラム
対前年度比(可燃+不燃)	-2.73%

人口	146,233人
市民1人1日当たり ごみ量	555グラム
対前年度比(可燃+不燃)	3.77%

人口	147,103人
市民1人1日当たり ごみ量	447グラム
対前年度比(可燃+不燃)	-19.36%

人口	148,850人
市民1人1日当たり ごみ量	399グラム
対19年度比(可燃+不燃)	-28.15%

ごみ処理体制の現状と将来

[現 状]

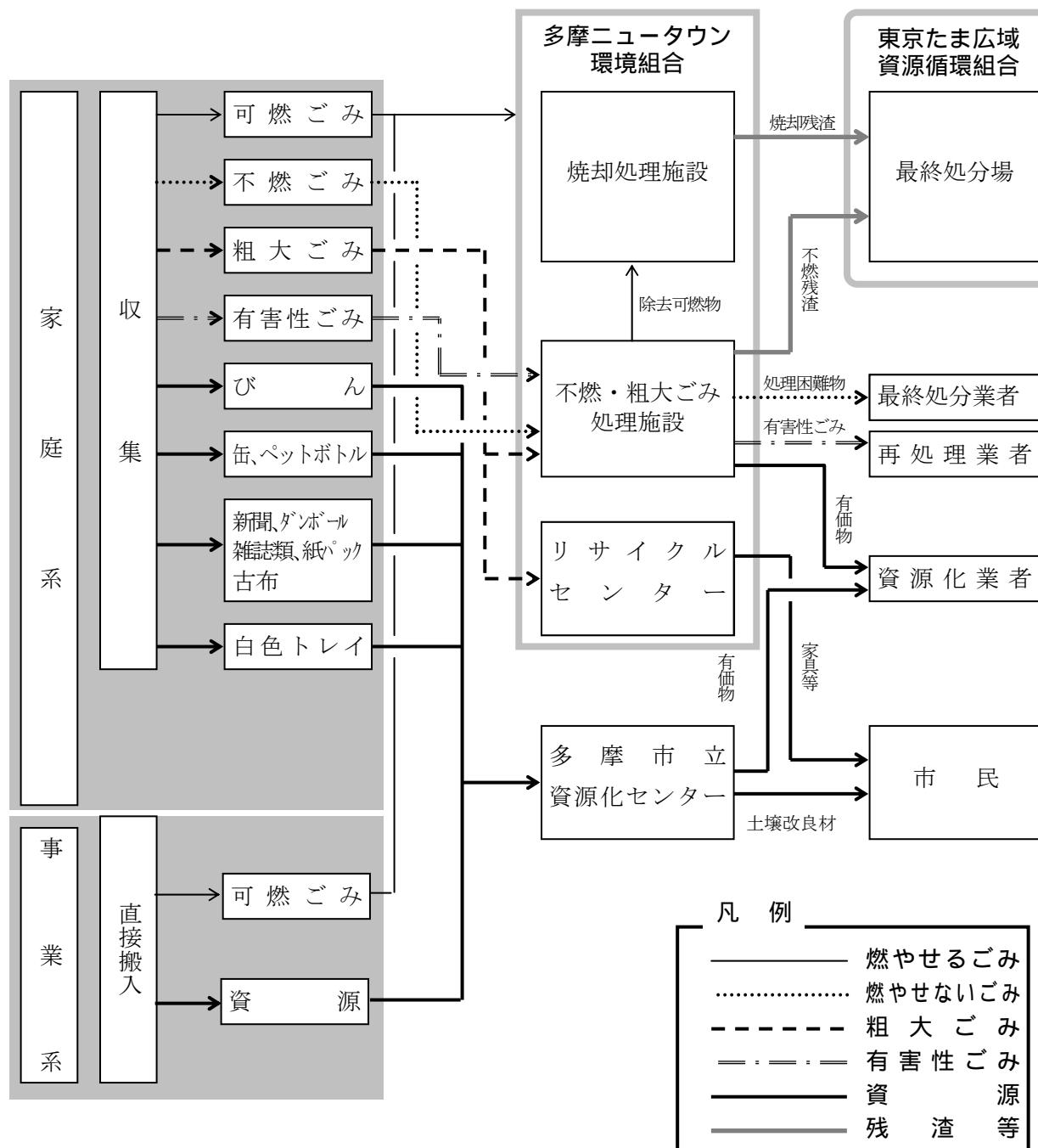


図1 現状のごみ処理体制

[将 来]

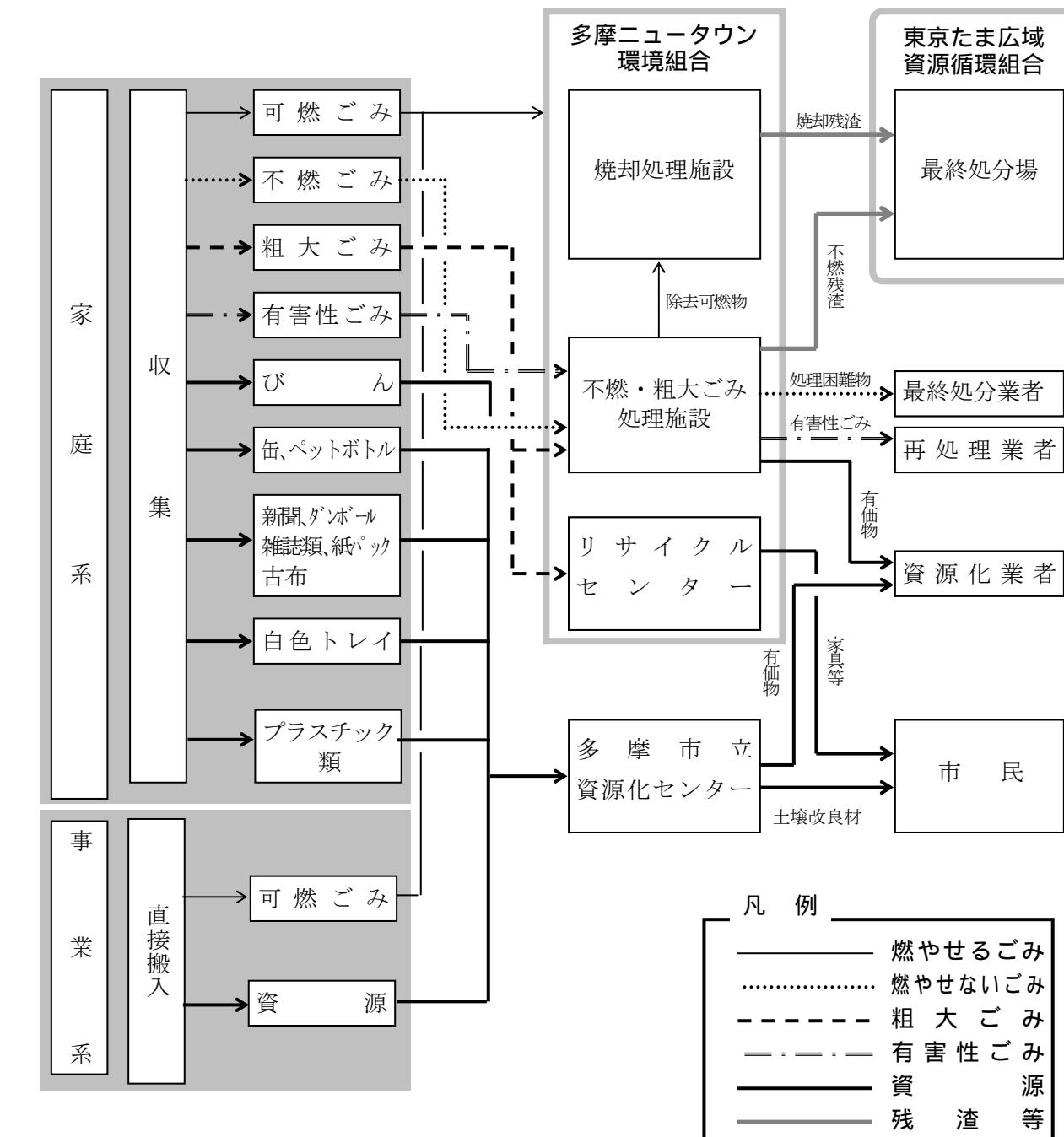


図2 将來のごみ処理体制

1. 家庭系ごみの有料化について

家庭系ごみの有料化は、ごみの減量化の効果をねらう一つの手法であることと、市民のごみ減量・分別等の努力を評価できるシステムでもあることから、市民への十分な説明や普及啓発を行ないつつ、実施することが望ましい。

しかし、有料化は一種の公共料金の値上げであるため、実質的増税と受け取られることや、低収入層、または社会的弱者にとって負担が大きいことなどが考えられるので、そのための配慮が必要である。

さらに、有料化の対象となるごみの範囲、手数料の額等具体的な内容については、市民との協議の場を設け、十分な手順を踏んだ上で実施されることが望ましい。

また、市民の理解と合意を得るためにも、手数料収入を、ごみ減量、リサイクル、環境関係の活動を支える財源として運用することとし、使途や充当事業等を明確にしていくことが重要である。

なお、有料化によるごみ減量効果を持続し、高めるために、これと平行してごみ発生抑制策を強化し、プラスチックごみ・生ごみ等の資源化対策を一層推進すべきである。

2. 事業系ごみ処理手数料の見直しについて

事業系ごみの処理手数料の見直しについては、多摩ニュータウン環境組合構成市(多摩市・八王子市・町田市)の処理手数料の改定の動向を見極めつつ、持ち込み手数料統一を考えることが望ましい。あわせて他市からの事業系ごみの混入防止・分別徹底等の対策を強化すべきである。

このために、収集・運搬業者に対して一般廃棄物管理票(マニフェスト伝票)の提出を徹底させ、排出事業者や収集・運搬業者の意識啓発とモラル向上に努める必要がある。

また、ごみ減量、資源化に積極的に取り組む事業者へのインセンティブを設けることや、資源化に係わる許可業者制度等についての見直しや法改正の要望を国等へ働きかけることが必要である。

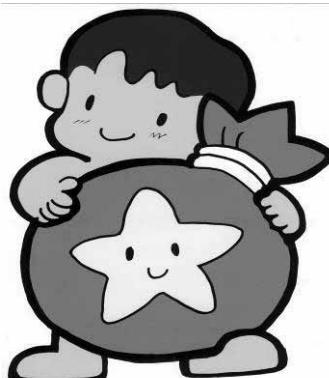
3. プラスチックごみのリサイクル及び処理方法等について

プラスチックごみは、極力燃やさず・埋め立てずという方針で、さらに分別する方向とし、リサイクル(容器包装リサイクル法対応)へ回すことが望まれる。

なお、プラスチックごみの取り扱いについては、現状では自治体・市民側の負担が大きいので、国・産業界等への協力要請を強化すべきである。

あわせて現在の RDF 化についても、今後の容器包装リサイクル法の動向を見極めつつ、コストを勘案しながら、他ルートへの移行の検討を進めていくことが必要である。

今日から「もったいない」の気持ちで
ごみの減量をすすめよう！



エコロくん

今後のごみ減量に向けた基本方針（改訂版）

平成19年8月

〒206-0024

多摩市諏訪6丁目3番2号 エコプラザ多摩内

多摩市環境部環境推進課

電話 042-338-6836

FAX 042-356-3919

Eメール genryo@city.tama.tokyo.jp